

令和 7 年 1 月

## 射水市議会臨時会報告説明書

## 報告第15号

### 専決処分の報告について

#### (説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

#### 和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
23	令和7年10月3日	<p>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80パーセント 相手方 20パーセント 損害賠償額 市 57,748円 相手方 14,438円</p> <p>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名</p> <p>3 事由 市道舗装穴による車両破損等事故 発生日 令和7年1月31日 場所 射水市青井谷地内</p>
24	令和7年10月3日	<p>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80パーセント 相手方 20パーセント 損害賠償額 市 392,955円 相手方 98,239円</p> <p>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名</p> <p>3 事由 市道舗装穴による車両破損等事故 発生日 令和7年1月31日 場所 射水市青井谷地内</p>